

車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）

機体重量3トン未満の車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）を運転する場合は、車両系建設機械運転特別教育を修了していなければなりません。（法第59条、規則第36条）

ただし、道路交通法の道路上を走行させる運転は除かれます。

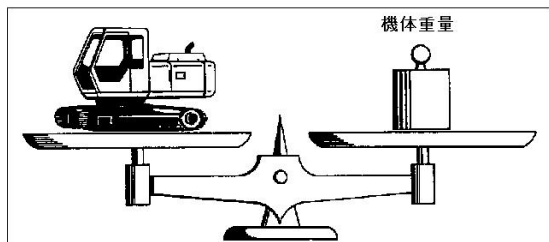
バックホウ（ドラグショベル）、ブルドーザー、トラクター・ショベル等の運転ができます。

講習科目と時間数

講習科目	時間数	合計
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の走行に関する装置の構造および取り扱いに関する知識	3	13
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	2	
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転に必要な一般事項に関する知識	1	
関係法令	1	
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の走行の操作（実技）	4	
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業のための装置の操作（実技）	2	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		

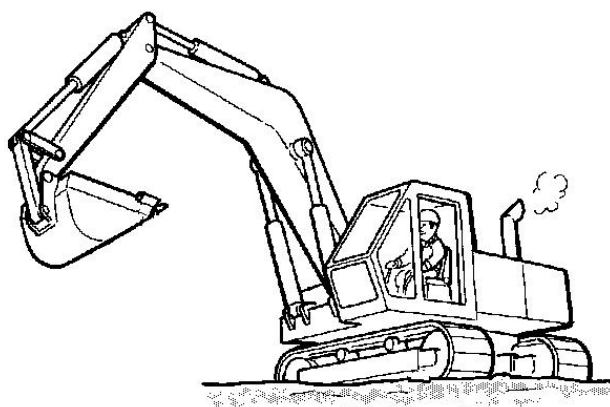
機体重量：車両系建設機械から作業装置を除いた乾燥重量（燃料、油類、水等が入っていない重量）であり、すなわち機械本体の重量をいう。

類)

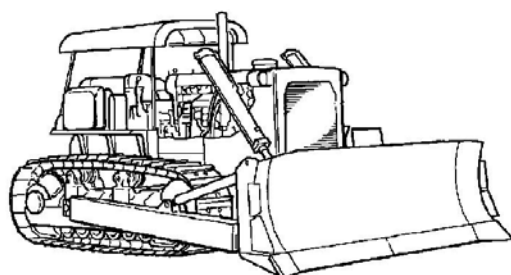


（車両系建設機械の種類）

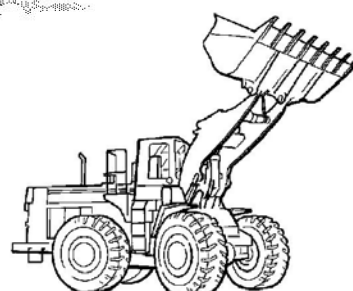
- | | |
|----------------|-----------|
| ① 整地・運搬・積込み用機械 | ② 掘削用機械 |
| 1 ブルドーザー | 1 パワーショベル |
| 2 モーターグレーダー | 2 ドラグショベル |
| 3 トラクターショベル | 3 ドラグライン |
| 4 ずり積機 | 4 クラムシェル |
| 5 スクレーパー | 5 バケット掘削機 |
| 6 スクレープドーザー | 6 トレンチャー |



ドラグショベル



ブルドーザー



トラクターショベル

《その他の資格》

◎ 車両系建設機械運転技能講習

機体重量 3 トン以上の運転 (法第 61 条、令第 20 条、別表第 18)